

川崎市生ごみリサイクルリーダーの設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市生ごみリサイクルリーダー（以下「リーダー」という。）を認定し、生ごみリサイクルに関する講演、市民相談等に派遣することにより、市民の生ごみリサイクル意識及び技術を高め、生ごみリサイクルの取組を進めることを目的として、制定するものとする。

(リーダーの活動)

第2条 リーダーは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 川崎市からの派遣による生ごみリサイクルに関する講演・実演等
- (2) 川崎市からの派遣による生ごみリサイクルに関する実地指導等
- (3) その他生ごみリサイクルに関する活動

(リーダーの認定基準)

第3条 リーダーは、生ごみリサイクルに関する熱意と識見のある市民で、次のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）は、認定の対象としない。

- (1) 生ごみリサイクルの活動に関し3年以上の実績を有し、顕著な実績をあげている者
- (2) 市が実施する生ごみリサイクル講習会を受講した者で、その受講した日以後6か月以上の実績を有し、かつ、リーダーの推薦を受けた者

(リーダーの推薦及び認定)

第4条 リーダーを推薦しようとする者は、第1号様式により環境局長あてに提出しなければならない。

- 2 環境局長は、前項の推薦があった場合は、前条に規定する基準に照らし、該当する者をリーダーとして認定するものとする。

(リーダーの任期)

第5条 リーダーの任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(リーダーの認定取消し)

第6条 環境局長は、認定を受けた者が第3条ただし書きの規定に該当するときは、前条の規定に関わらず認定を取り消すことができる。

(警察本部への照会)

第7条 環境局長は、必要に応じ推薦を受ける者又は第4条第2項の認定を受けた者が、第3条ただし書きの規定に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(リーダーの派遣)

第8条 リーダーの派遣等を希望する市民は、第2号様式により環境局長に対し依頼することができる。

2 環境局長は、前項の依頼があった場合は、速やかにリーダーに派遣等の要請をするものとする。

(活動状況報告)

第9条 リーダーは派遣活動等を行ったときは、速やかに第3号様式により環境局長あてに報告しなければならない。

(派遣等に対する謝礼金)

第10条 環境局長は、リーダーの派遣等(リーダーが自主的に行ったものを除く。)に対する謝礼として、次に定める額を予算の範囲内で支給するものとする。

(1) 派遣業務のとき 1回につき2,000円(交通費相当額を含む。)

(2) 電話等による相談業務のとき 1件につき500円

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

川崎市生ごみリサイクルリーダー推薦書

次のとおり川崎市生ごみリサイクルリーダーを推薦します。

推薦者 _____

候補者	ふりがな 氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
	住所					
	電話番号					
推薦理由						
実績 (活動期間 年)						
その他参考事項						

- 1 推薦理由の欄に候補者の活動内容を詳細に記入してください。
- 2 実績欄に活動の経歴を記入してください。

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報
を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

候補者氏名 _____ 印

生ごみリサイクルリーダー活動状況報告書

川崎市環境局長 様

私は、生ごみリサイクルリーダーとして、次のとおり活動しましたので報告します。

報告年月日 年 月 日

生ごみリサイクルリーダー氏名	
活動を行った日時	年 月 日 時 分～ 時 分
要請のあった市民の 氏名及び住所	氏名
	住所
派遣・相談の別	
活動の内容	